



第7426号

2022年1月12日(水)

クリニック放火事件と命の責任

防災システム研究所所長 山村武彦

◆もう1カ所階段あれば

昨年12月17日、大阪市北区のクリニックで放火殺人事件が発生。階段への出入り口付近にガソリンをまき、避難経路を断つという卑劣な犯行だった。もし、反対側にも階段があれば、25人もの犠牲者を出さずに済んだのではないかと思った。

1974年6月1日に公布された改正建築基準法は、6階建て以上の建物に2カ所以上の直通階段設置を義務付けた。しかし、クリニックの入居ビルは竣工が70年だったため、「法の不遡及(そきゅう)」の原則で8階建てでも複数階段の設置義務は及ばない。

この年の国会では不特定多数が出入りする建築物には、既存でも改正法を遡及適用させる法案も上程されていた。しかし議論はまとまらず、74年3月～76年5月まで異例の長期審議の末、技術的、経済的に困難などの理由で否決された。火災現場で「あの法案が成立していれば…」の思いがよぎる。

◆焼損面積8割減

1972年5月13日深夜、大阪市南区(現・中央区)難波新地の千日デパートから出火、死者118人と日本のビル火災史上最悪の犠牲者を出す大惨事となった。さらに翌年11月29日昼頃、熊本市中央区の大洋デパートで火災が発生し、死者104人という悲惨な火災が相次いだ。

両デパートとも、建物の防火構造や消防用設備・防災管理に不備があったにもかかわらず、既存建物のため、安全基準が遡及適用されないことも要因とされた。

この連続ビル火災を受け、前述の国会では建築基準法とともに消防法の一部改正案も審議され、不特定多数が出入りする建物(以下「特定防火対象物」)には全ての消防用設備等の設置を遡及適用させる法律が成立する。

これにより、既存ビルでも一定規模以上の特定防火対象物にはスプリンクラー設備の設置義務が課せられた。スプリンクラーは火災の熱を感知し、無人でも自動的に放水し消火する設備である。その結果、ホテルや百貨店の火災1件あたりの焼損面積は、それ以前と比較し約8割減と画期的成果を挙げた。

◆水道管直結スプリンクラー

スプリンクラーの効果は絶大だが、貯水槽、加圧ポンプ、非常電源など、設備工事には多額の費用が掛かる。2006年1月、長崎県大村市のグループホーム火災で7人が犠牲になり、また、13年にも長崎市のグループホームで5人が死亡した火災が発生。そこで国は消防法を改正し、既存の小規模グループホーム等にもスプリンクラー設備の設置を義務付けた。

その一方で小規模施設の過大負担とならないよう、水圧・水量などが確保できれば安価な水道管直結の簡易型スプリンクラー設備でもよいことにした。

もし、大阪のクリニックにこのスプリンクラーが設置されていたら、と思う。階段が1カ所しかない同様施設は全国に約3万カ所あり、危険と知らずに多くの人たちが利用している。新たな階段設置が困難で、しかも2方向避難ができない既存の特定防火対象物には、水道管直結スプリンクラーの設置を義務付けるべきではないか。

消防白書では、「放火」と「放火の疑い」が毎年出火原因の上位を占めている。国は失火だけでなく放火犯罪も視野に入れ、国民の命を守る具体的施策を急ぐ責任がある。(やまむら・たけひこ)

◆監修◆ 内外情勢調査会

◆委託編集◆ 時事総合研究所

〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8 TEL: 03-6800-1111(代表)

この記事に関する問い合わせは、時事総研(03-3546-2384)まで

本稿の一切の情報について、無断転載・複写をお断りします。©時事通信社 2003